

第2章 災害予防計画

第1節 災害別の予防対策

第1 地震・津波災害予防対策

基本方針	<ul style="list-style-type: none">● 地震・津波による被害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、市及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進する。● 施策を確実に推進するため、進捗状況の定期的な把握と、必要に応じた計画の見直しを行う等、進捗管理に十分留意する。
担当	未来創造戦略室、危機管理室、ゼロごみ推進課、道路建設課、維持課、緑地公園課、建築指導課、住宅課、上下水道部、消防本部
連携先	道、北海道電力ネットワーク、NTT、苫小牧ガス、道路管理者、苫小牧港管理組合、室蘭開発建設部、室蘭建設管理部

実施内容
1 都市計画
(防災都市づくり)
<ul style="list-style-type: none">● 市全体を災害に強い都市にするために、道路の整備、公園・広場等のオープンスペースの確保、住宅密集地域の基盤整備、建築物の耐震・不燃化等、都市計画に防災の視点を反映させた防災都市づくりを行う。
(市街地の整備)
<ul style="list-style-type: none">● 木造老朽建物が多い地区では、出火の危険性が高く、いったん出火すると延焼の危険性があり、消火活動も困難な場合が多く、地震が発生した場合には避難活動の支障となる。● 地域の再開発に係る計画等を考える場合には、防災という観点から地区の居住環境、都市防災等への都市機能の向上を図り、災害に強い都市づくりと安全な避難路の確保を検討する。● 低層過密の市街地や沿岸地域の再開発等、都市計画の総合的な見直しを行い、市街地再開発事業等の必要な施策の推進に努める。
(火災の防止)
<ul style="list-style-type: none">● 燃えにくい都市づくりのため、建物が密集し、火災の危険が予想される地区に防火地域及び準防火地域指定を行う。● 木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図る。
(災害に強いまちづくり)
<ul style="list-style-type: none">● 地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画等、特に、津波防災の観点からのまちづくりに努める。● 都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

2 ライフライン施設の整備

(ライフライン施設の整備)

- 市、防災関係機関及びライフライン事業者は、ライフライン施設や代替施設の機能の確保を図るため、主要施設の強化、復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
- 特に、人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な強化を進める。

(上下水道施設の整備)

- 上水道施設については、水道システムの「急所」である浄水場施設及び導水管・送水管の耐震化、防災拠点、病院、避難所等「重要施設」に接続する配水管の耐震化を進めるとともに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。
- 下水道施設については、下水道ストックマネジメント計画等による改修を進め、終末処理場やポンプ場、下水道管渠等の耐震性の向上に努める。
- 民間事業者等との協定締結等により発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、必要な資機材の整備等に努める。
- 発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておく等、上下水道一体となった対応に努める。

(その他施設の整備)

- 危険物施設、高圧ガス施設等では、地震による火災の発生等を予防・軽減するための必要な安全措置に努める。
- 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。

3 災害廃棄物処理施設の整備

- 大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。
- 定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて「苫小牧市災害廃棄物処理計画」の見直しを行い、計画の実効性の向上に努める。

<p>4 道路・橋りょうの整備</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 道路及び橋りょうは、避難、救援、消防活動等に重要な役割を果たすほか、火災の延焼を防止する等、多様な機能を有するため、道路及び関連施設の整備、橋りょうの維持・整備・補修に努める。 ● 整備に当たっては、国や道等の各道路管理者と連携し、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。 <p>(道路の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難所への避難経路、避難所と施設とを連携させる道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進、応急対策活動の拠点となる公共施設の周辺道路等の整備推進を図る。 ● がけ崩れ等の補強を推進する。 <p>(橋りょうの整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地震による地震動・液状化、津波等による防災対策上の安全性に配慮し、橋りょうの整備・点検等を実施する。
<p>5 河川・海岸施設の整備</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関と連携し、河川・海岸に関する各事業整備を推進し、総合的な治水対策及び津波対策を確立する。 ● 対策の促進に当たっては、必要に応じて道に対応を要請する。 <p>(河川の施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未改修河川の早期整備 ・ 下水道等、污水处理施設整備事業の促進による公共水域の水質保全 ・ 良質な水の長期的な確保と水資源の整備 ・ 生活用水、産業用水の確保と水道施設の充実 <p>(海岸の施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設事業 ・ 水門や陸閘の自動化や遠隔操作化 ・ 景観に配慮した海岸浸食対策事業の推進 ・ ふれあいの場としての海岸環境の整備と有効利用
<p>6 港湾施設の整備</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 港湾は、緊急物資や避難者の輸送、救援活動等に重要な役割を果たす。 ● 被災による経済社会活動への影響を最小限に抑えるために、物流機能を確保する必要がある。 ● 苫小牧港管理組合は、防災拠点港湾として、耐震強化岸壁等の施設整備の促進に努める。 <p style="text-align: right;">▶資料編：＜6＞ 救援・救護関係 9 苫小牧港オープンスペース一覧表</p>
<p>7 都市公園の整備</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 都市公園は、災害時の避難場所としての機能だけでなく、火災発生時には延焼遮断帯、災害後には復旧拠点基地や救援基地としての機能を有している。 ● 都市公園の集約や機能再編の際に、これらの機能を有した公園は、一定規模以上の面積となるよう配慮する。
<p>8 広域防災拠点、一時避難場所等の確保</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 整備済みの総合公園、運動公園、地区公園、近隣公園は、災害時の広域防災拠点や一時避難場所としての活用が可能となるよう維持管理に努める。

<p>9 建築物の安全化</p> <p>(建築物の耐震性の向上)</p> <ul style="list-style-type: none">● 建築基準法、耐震改修促進法、その他の法律及び「苫小牧市耐震改修促進計画」に基づき、既存建築物の耐震性向上に向けた耐震診断・改修を促進するため、主に次の対策を推進する。<ul style="list-style-type: none">・災害時に防災拠点となる施設の耐震改修等を促進する。・耐震診断及び耐震改修の普及・啓発を図るため相談窓口を設ける。・建築技術者等を対象に診断・改修に必要な技術者の育成を促進する。● 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。 <p>(建築物の耐浪化)</p> <ul style="list-style-type: none">● できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備等、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。 <p>(防災拠点等の安全化)</p> <ul style="list-style-type: none">● 防災拠点等の耐震診断を行い、その結果を公表する。● 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。● 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位を付けて計画的に安全確保対策を進める。● 行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するとともに、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫等、施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所へ誘導を図る。 <p>(文化財の保護)</p> <ul style="list-style-type: none">● 市は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努める。
<p>10 液状化対策</p> <ul style="list-style-type: none">● 液状化による被害を最小限に留めるため、公共事業等の実施に当たって、現地の地盤を必要に応じて調査する等、液状化対策の推進を検討する。● 大規模開発等において、液状化の発生が懸念される場合は、関係機関と十分な連絡・調整を図り、施設被害の防止等の対策方策を検討する。● ライフライン施設等については、ネットワーク化等による代替機能の確保を図る。● 個人住宅等の小規模建築物における液状化被害の危険性や影響等について、市民への周知に努める。
<p>11 危険物施設等の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none">● 危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

1 2 危険箇所の対策
<p>(がけ地、擁壁の崩落防止対策)</p> <ul style="list-style-type: none">● 崩壊防止・倒壊防止の対策は、原則として所有者・管理者等が行い、市は、関係法による規制指導や工法上の指導を行う。 <p>(落下物・転倒物等対策)</p> <ul style="list-style-type: none">● 市、防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止、長周期地震動対策等、総合的な地震安全対策の推進や民間施設管理者への必要な指導を図る。● 特に、既存ブロック塀等については、建築パトロール等を通じて、点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準を厳守させる等、安全性の確保について指導する。● 落下物については、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行う。
1 3 災害危険区域の対策
<ul style="list-style-type: none">● 市域における災害危険区域及び災害時孤立地区を把握し、防災関係機関と連携して備蓄や資機材の整備、訓練の実施等、事前防災に取り組む。● 災害により孤立地区が発生した場合、防災関係機関と連携して、救出救助等の応急対策活動が円滑に行えるよう、あらかじめ孤立が予想される地区の地区名、地区人口、避難所の有無等の情報を共有し、不断に更新に努める。
1 4 災害応急対策等への備え
<ul style="list-style-type: none">● 地震等が発生した場合に備え、自衛隊等関係機関の災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプター等が十分活動できるグラウンド・公園等を確保し、周辺住民の理解を得る等、環境整備に努める。● 不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。● 災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行う。

第2 風水害予防対策

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 風水害に強い国土の形成を図るため、治水、海岸保全、農地防災、下水道、港湾等の事業を総合的、計画的に推進する。 ● 施策を確実に推進するため、進捗状況の定期的な把握と、必要に応じた計画の見直しを行う等、進捗管理に十分留意する。 ● 本項に記載のない事項については、本節「第1 地震・津波災害予防対策」に準ずる。
担当	危機管理室、健康福祉部、こども未来部、農林水産振興課、維持課、下水道課、消防本部、消防団
連携先	道、苫小牧港管理組合、施設管理者、とまこまい広域農業協同組合

実施内容
<p>1 河川等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 浸水等の水害被害を防止するために、河川・水路等の改修・整備、公共下水道（雨水）及び各事業整備を推進し、総合的な治水対策を確立する。 ● 市内河川及び海岸等の危険箇所の調査把握に努める。 <p>（河川の整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 住宅等の開発によって低下した土地の保水・遊水機能を、河川改修として堤防や床固めを行い、治水事業を推進する。 ● 二級河川については、管理者である道に対し、河川改修の促進を積極的にはたらき掛ける。 ● 準用河川については、現在、改修中のものは事業を促進し、その他の河川については、計画的な河川改修及び河川の維持管理等を推進する。 ● 普通河川については、流下能力向上のために道路改良事業、公共下水道事業等との調整を図り、計画的に整備を推進する。 <p>（公共下水道（雨水）の整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市街地の排水不良を改善するために、公共下水道の整備を図り、維持管理を行う。 <p>（海岸の整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 海岸の侵食防止、高潮被害の防止対策等を国、道にはたらき掛ける。 <p>（港湾の整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 道、苫小牧港管理組合と連携し、護岸の嵩上げやコンテナの固縛等のハード・ソフト一体での高潮対策等を推進するとともに、防波堤等の耐波性能の照査や補強を推進する。

<p>2 流出抑制対策の推進</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 近年、土地開発によって土地の保水・遊水機能が低下し、豪雨時に河川に表流水が集中することによる都市型水害が発生している。 ● 本市においても、樽前山麓や低地において住宅団地や工業団地の造成が行われ、都市型水害の発生が懸念される。 ● 表流水の河川への集中が発生しないよう、次の対策の実施を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な都市開発時には、雨水を一時的に貯留し、河川への流出を低減する貯水池等を整備する。 ・公共公益施設に貯留・浸透施設を整備する。
<p>3 流域治水の推進</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進する。 ● 減災対策協議会や流域治水協議会等を活用し、国、道、他の市町村、河川管理者、水防管理者、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者ととともに、「流域治水」の取り組みを推進するための密接な連携体制を構築する。
<p>4 浸水想定区域における避難計画</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市においては、既に公表されている洪水浸水想定区域の周知啓発を目的とし、防災ハンドブックを作成・配布している。 ● 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域が新たに指定された場合、防災ハンドブックを見直すとともに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項、その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定め、市民に周知する。 ● 浸水想定区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設がある場合は、施設の名称及び所在地を把握し、洪水予報等の伝達方法を定める。 ● 施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施するとともに、当該計画を市長に報告するよう指導する。
<p>5 中小河川の水害リスク</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 洪水浸水想定区域が公表されていない中小河川について、過去の浸水実績等を把握したときは、これらを水害リスク情報として市民等へ周知する。
<p>6 水防体制の強化</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 水防体制を強化するために、次のような対策を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・水防資機材の充実 ・河川情報の的確かつ迅速な伝達、手段の整備 ・水防訓練を通じて、水防意識の向上、水防活動の指揮系統の徹底、水防作業の向上、水門等の操作の習熟を図る。
<p>7 農作物、家畜等の予防対策</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 農作物、家畜等の風水害に備えた予防については、次に掲げる事項についてとまこまい広域農業協同組合等に連携して対策を促進し、災害の発生に備える。 <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後の病害虫の防除対策 ・伝染病の対策

8 雪害予防対策
● 雪害予防対策は「北海道雪害対策実施要綱」の定めに準ずる。 ▶資料編：＜9＞北海道の指針関係 4 北海道雪害対策実施要綱
9 融雪災害予防対策
● 融雪災害予防対策は「北海道融雪災害対策実施要綱」の定めに準ずる。 ▶資料編：＜9＞北海道の指針関係 5 北海道融雪災害対策実施要綱
10 風害予防対策
● 施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定等、強風による落下防止対策等、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置の徹底を図る。

第3 土砂災害予防対策

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 土石流、がけ崩れ、地すべり等の法令指定地があり、土砂災害による被害を最小限に留めるための対策を推進する。 ● 施策を確実に推進するため、進捗状況の定期的な把握と、必要に応じた計画の見直しを行う等、進捗管理に十分留意する。 ● 本項に記載のない事項については、本節「第1 地震・津波災害予防対策」「第2 風水害予防対策」に準ずる。
担当	危機管理室、健康福祉部、こども未来部、維持課、建築指導課
連携先	道、施設管理者

実施内容	
1	土砂災害予防対策の推進
	<ul style="list-style-type: none"> ● 台風、集中豪雨、地震等に伴い発生する土砂災害等から市民の生命、身体及び財産を守るため、道が行う砂防事業（土石流対策、急傾斜地崩壊防止対策）の推進に協力するとともに、必要に応じて、事業推進の要請を行う等、土砂災害の予防に努める。 ● 土砂災害特別警戒区域又は土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域にある住宅については、がけ地近接等危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図る。 ● 家屋が密集し危険度の高い箇所は、住民の協力を得た上で危険区域を指定し、危険度の高い箇所から工事を実施していくよう、道へ要請する。
2	避難所及び避難路
	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害警戒区域の指定があった場合、市は警戒区域ごとに警戒エリア、指定避難所、避難経路等に関する事項等を定める。 ● 指定避難所や避難経路については、土砂災害に対する安全性が確保された箇所とし、避難経路にあっては、土石流のおそれがある区間等を考慮して選定する。
3	巡視・点検
	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害が発生するおそれのある地域を調査し、把握に努める。
4	土砂災害警戒区域等の周知
	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民に対し、土砂災害警戒区域や山地災害危険地区の周知に努める。 ● 土地所有者等に対しては、平時から、がけ地等の現況を把握するよう呼び掛ける。 ● 土砂災害警戒区域等の住民に対し、急傾斜地・河川等の異常の報告や住民自身による防災措置等の周知・啓発を図る。

5 土砂災害警戒区域における避難計画

- 本市においては、既に公表されている土砂災害警戒区域等の周知啓発を目的とし、防災ハンドブックを作成・配布している。
- 土砂災害警戒区域等が新たに指定された場合、防災ハンドブックを見直すとともに、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知する。
- 土砂災害警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設がある場合には、施設の名称及び所在地を把握し、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。
- 施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施するとともに、当該計画を市長に報告するよう指導する。

第4 火山災害予防対策

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 火山の噴火や土石流等の発生に対して被害を最小限に留めるため、火山災害を想定し、それを防止するための施設の整備を推進する。 ● 施策を確実に推進するため、進捗状況の定期的な把握と、必要に応じた計画の見直しを行う等、進捗管理に十分留意する。 ● 本項に記載のない事項については、本節「第1 地震・津波災害予防対策」～「第3 土砂災害予防対策」に準ずる。
担当	危機管理室
連携先	室蘭開発建設部、札幌管区气象台、室蘭建設管理部、自衛隊、北海道電力ネットワーク、苫小牧ガス、NTT

実施内容	
1	<p style="text-align: center;">火山砂防施設の整備</p> <p>(砂防施設の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 樽前山の噴火によって発生する火山泥流等を防ぐため、また、豪雨等に伴う土砂災害等の二次災害を予防するため、砂防施設を整備することを基本方針に砂防事業を実施する。 ● 特に、火砕流、火山泥流の流下する可能性の高い河川を中心に、砂防ダム、遊砂地、流路工等を整備する。 <p>(土砂災害監視装置の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 噴火や土砂災害による人的被害を最小限に防ぐために、次のような監視装置等を整備する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 樽前山の監視カメラ ・ 火砕流・泥流発生を感知するワイヤーセンサー ・ 雨量・積雪計・空振計 ・ 地震計・GPS・傾斜計
2	<p style="text-align: center;">各種施設の整備</p> <p>(避難施設の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 火山泥流等からの安全な避難をするために、溪流沿いの高台を避難施設として利用する。 ● 火山災害では避難生活の長期化が予想されることから、避難場所は、火山災害及び二次災害のおそれのない場所を選定し、避難生活環境を良好に保つため、施設の整備に努める。 <p>(公共施設・ライフライン施設の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設、ライフライン施設を整備する場合は、火山災害の被害予測区域等を考慮した立地の選定や予測される災害については十分検討する。 <p>(通信施設の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 円滑な災害情報の伝達及び収集ができるよう代替性を考慮し、多様な通信施設の整備強化を図る。

3 避難確保計画の策定
<ul style="list-style-type: none">● 火山災害警戒地域内にある施設で、火山現象の発生時における当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設を避難促進施設として定め、避難確保計画を作成させる。
4 火山の観測・監視
<ul style="list-style-type: none">● 札幌管区気象台は、地震計、監視カメラ等で火山活動を監視し、その結果に基づく火山情報を発表・伝達する。● 室蘭開発建設部、室蘭建設管理部は、地震計、監視カメラ等で火山活動の異常現象を観測し、その結果を市及び関係する機関に伝達する。● 市は、関係機関等にヘリコプターの出動を要請し、定期的に火口の状況等火山の状況を監視する。監視に当たっては、札幌管区気象台や火山研究者等に調査を依頼する。
5 体制の整備
<p>(警戒体制の強化)</p> <ul style="list-style-type: none">● 道及び防災関係機関と連携し、監視カメラ、雨量計、土砂移動検知センサー等の警戒避難対策に必要な機器の整備を図る。● 測定結果等を相互に提供し、警戒体制の強化・充実を図る。 <p>(警戒避難体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none">● 避難場所及び避難路をあらかじめ指定し、平時から市民等への周知に努める。● 市民の安全確保策等、広域に降り積もる火山灰への対策の推進に努める。● 対策の検討に当たっては、可能な限り降灰域内に留まって自宅等で生活を確保することを基本としつつ、状況によっては直ちに命に危険がある場合も想定して避難等の行動をとる必要があることを考慮する。 <p>(情報の収集・伝達体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none">● 火山噴火の異常現象や被害の状況等の情報が、気象官署、道、市、市民の間で、迅速かつ正確に伝達されるよう相互の連携を強化する。 <p>(研究機関・専門家との連携)</p> <ul style="list-style-type: none">● 収集した火山に関する情報の分析・整理が的確に行われるように、火山の研究機関や観測・研究に関わる大学等の専門家との連携の強化に努める。
6 災害発生範囲等の把握
<ul style="list-style-type: none">● 本市においては、既に公表されている樽前山噴火予測図に基づき、防災ハンドブックを作成・配布している。● 樽前山噴火予測図が見直された場合や新たな知見が公表された場合、防災ハンドブックを見直すとともに、市民に対して火山災害に関する噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、市民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を周知啓発する。

7 火山防災対策の検討体制

- 樽前山においては、活動火山対策特別措置法に基づき、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制を整備するため、国、公共機関、火山専門家等で構成する樽前山火山防災協議会が設置されている。
- 火山防災協議会では、当該火山における統一的な防災体制を検討する観点から、「噴火シナリオ」や「火山ハザードマップ」、「噴火警戒レベル」、「避難計画」、「災害時の登山者の早期把握」、「安否確認等に資する登山届」等の一連の警戒避難体制の整備に必要な事項について協議することとなっており、樽前山火山防災協議会では、これらを取りまとめた樽前山火山避難計画が作成されている。
- 登山者や旅行者への対応も想定した訓練を実施し、訓練では宿泊施設、観光施設、交通施設等の訓練への参加についても推進するよう努める。
- 訓練により明らかとなった課題等について、避難計画に反映させる等、訓練を通じて火山防災対策の充実が図られるよう努める。

8 防災知識の普及啓発

- 平時から広報誌、マスメディア、学校教育等のあらゆる手段や火山防災の日（8月26日）等の機会を通じ、災害時に適切な行動をとるために必要な防災知識の普及啓発に努める。
- 有毒ガスの噴出地帯等、危険箇所については、掲示板を設置する等、住民・登山者等への周知を図る。
- 登山届や登山計画書等の提出に関する普及啓発を図る。
- 登山者や観光客等は、活火山への登山の危険性を十分に理解し、噴火のおそれに関する火山防災情報の収集や IT 等を用いた登山届の積極的な提出、登山中における連絡手段の確保、ヘルメットや携帯端末の予備電池等の必要に応じた装備品の携行等、自らの安全を確保するための手段を講ずるよう努め、市はこれを推進するため、周知を徹底する。

第5 火災予防対策

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 火災の消火や救出等の活動により被害を最小限に留めるため、消防力の整備指針に基づいて、消防力を強化、充実化する。 ● 施策を確実に推進するため、進捗状況の把握と必要に応じた計画の見直しを行う等、進捗管理に留意する。 ● 本項に記載のない事項については、本節「第1 地震・津波災害予防対策」～「第4 火山災害予防対策」に準ずる。
担当	危機管理室、消防本部、消防団

実施内容	
1	地震による火災の防止
	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、地震時の火の取扱いについて周知啓発する。 ● 苫小牧市火災予防条例に基づく火気の取扱い及び耐震自動消火装置付燃焼器具の使用について周知啓発する。
2	火災予防の徹底
	<ul style="list-style-type: none"> ● 火災による被害を最小限に留めるためには、初期消火が重要であるため、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。 ● 一般家庭に対し予防思想の啓発に努め、消火器、住宅用防災機器及び感震ブレーカーの設置促進並びに取扱い方法の周知により災害時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。 ● 火災予防運動その他火災予防に係るイベント等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、市民の防火思想の普及、高揚を図る。
3	予防査察の強化指導
	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防法に規定する立入り検査を防火対象物の用途及び規模等に応じて計画的に実施し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。 ● ホテル、病院及び社会福祉施設等、一定規模以上の防火対象物に対し、消防法に基づく防火管理並びに消防用設備等の設置及び維持に関する指導を強化する。
4	火災に強いまちづくり
	<ul style="list-style-type: none"> ● 延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空き地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

5 消防力の整備

- 大規模災害に配慮した災害活動拠点としての消防庁舎等の整備を図るとともに、高機能消防指令センターを整備し、強固な通信基盤を構築する。
- 組織、消防力等については、苫小牧市消防計画によるものとする。
- 救助工作車、救急車、特殊車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材の整備に努める。
 - ▶資料編：＜6＞ 救援・救護関係 2 現有防災資機材等一覧表
- 大規模災害時には、水槽設備の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になり、防火水槽の破損も予想されるため、消火栓に偏らない水利の配置計画及び消防水利の耐震化を図る。
 - ・耐震性防火水槽の整備
 - ・自然水利の活用
 - ・民間水利の活用
- 災害時における消防団の整備・強化を図るため、教育訓練の充実や団員の確保に努めるとともに、老朽化した車両、消防資機材等の整備を図る。
- 将来人口が減少する中で、複雑多様化、大規模化する災害に対応可能な消防体制を確立するため、「第四次北海道消防広域化推進計画」を踏まえながら、消防の広域化を推進する等、消防の対応力強化に努める。

6 火災警報

- 道から火災気象通報を受け、又は自ら地域性を考慮し定めた火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

第6 大規模事故災害予防対策

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模なガス爆発や道路災害等の大規模事故が発生した場合備え、関係機関との協力体制を確立しておくことが必要である。 ● 大規模事故については、次の事故等を想定し、関係機関と応急対策時の活動が効率よく行えるよう連携強化及び訓練を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 海上災害（海難事故、流出油等事故） ・ 航空災害 ・ 鉄道災害 ・ 道路災害 ・ 危険物等災害 ・ 林野災害 ・ 大規模停電災害 ・ その他、多数の避難が必要とされる事故 ● 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84条）に基づく特別防災区域内での事故・火災等については「北海道石油コンビナート等防災計画」に基づく。 ● 本項に記載のない事項については、本節「第1 地震・津波災害予防対策」～「第5 火災予防対策」に準ずる。
担当	危機管理室、農林水産振興課、維持課、消防本部、消防団
連携先	苫小牧港管理組合、胆振東部森林管理署、苫小牧広域森林組合、苫小牧漁業協同組合

実施内容
<p>1 海上災害予防対策（海難事故）</p> <p>（体制の整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡、応急活動を行うための体制の整備を図る。 ● 海難事故発生時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。 <p>（資機材の整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 消防本部は、海難事故発生時の救急、救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努める。 <p>（通信設備の強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 海難事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、平時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。 <p>（関係機関への指導）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 船舶所有者及び船長に対し、気象情報の把握に努め、荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導する。 ● 苫小牧漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導する。

2 海上災害予防対策（流出油等事故）
<p>（体制の整備）</p> <ul style="list-style-type: none">● 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡、応急活動を行うための体制の整備を図る。● 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。 <p>（資機材の整備）</p> <ul style="list-style-type: none">● 災害時の油等の大量流出等に備え、消防艇、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資器材の整備促進に努めるとともにその整備状況等について関係機関と情報を共有する。 <p>（通信設備の強化）</p> <ul style="list-style-type: none">● 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。 <p>（荷役の安全確保）</p> <ul style="list-style-type: none">● 消防本部は、油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設（防舷材、けい船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。● 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入り禁止の徹底を図る。 <p>（関係機関への施設等の改善・指導）</p> <ul style="list-style-type: none">● 関係機関に対し、危険物を取り扱う施設や管理方法について、改善・指導に努める。 <p>（事業所相互の応援協力体制の確立）</p> <ul style="list-style-type: none">● 危険物積載船舶等の入港状況の資料・情報を交換する等、関係機関との相互連絡を密接にするよう指導する。
3 航空災害予防対策
<p>（体制の整備）</p> <ul style="list-style-type: none">● 大規模な航空災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に備え、関係機関相互間における情報の収集・連絡体制の整備を構築する。● 緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡を行う要員をあらかじめ指定しておく等、体制の整備を推進する。 <p>（関係機関との協力）</p> <ul style="list-style-type: none">● 新千歳空港及び空港周辺において航空機事故等の緊急事態が発生した場合、計画に基づき迅速かつ適切に対処するため、関係機関において緊密な協力体制を確立する。
4 鉄道災害予防対策
<p>（体制の整備）</p> <ul style="list-style-type: none">● 大規模な鉄道災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に備え、関係機関相互間における情報の収集・連絡体制の整備を構築する。● 緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡を行う要員をあらかじめ指定しておく等、体制の整備を推進する。

5 道路災害予防対策

(体制の整備)

- 橋りょう等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努める。
- 異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図る。
- 異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

(資機材の確保)

- 施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

(施設の整備)

- 道路災害を予防するために必要な施設の整備を図る。
- 道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努める。
- 安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

(防災知識の普及・啓発)

- 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。

6 危険物等災害予防対策

(体制の整備)

- 大規模な危険物等災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に備え、関係機関相互間における情報の収集・連絡体制の整備を構築する。
- 緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡を行う要員をあらかじめ指定しておく等、体制の整備を推進する。

(関係機関への指導)

- 消防本部は、危険物を取り扱う事業所の実態を把握し、検査や指導を行う。
- 消防法の規定に基づき、保安検査、立入り検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取り消し等の措置命令を発する。
- 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。
- 高圧ガス、毒劇物等は、引火性、爆発性、毒性等があり、二次災害をもたらす可能性が高いため、特に留意する。

・高圧ガス

高圧ガス施設の実態を把握し、立入り検査の実施、防災設備の維持管理の指導、災害対策の検討、訓練の徹底を図り、防火管理者等による自主保安体制を確立させる。

・毒物・劇物

毒物・劇物保管施設の実態を把握し、立入り検査の実施、防災設備の維持管理の指導、災害対策の検討、訓練の徹底を図り、防火管理者等による自主保安体制を確立させる。また、営業者及び取扱責任者に対し、登録基準に適合した施設を維持するように指導する。

・石油等

石油等の危険物施設は、出火や延焼拡大の要因にもなるので、危険物取扱者等に対する震災対策を含めた指導をし、法令に定める保安講習等により出火防止の推進を図る。また、緩衝地帯の整備等を推進する。

・火薬類

火薬類の保管・取扱いをする施設に対しては、火薬類取締法に基づいて安全性の確保について指導を図る。

・化学薬品等

化学薬品等を取り扱う学校、医療機関、研究所等の立入り検査の実施や保管方法等の適正化を指導する。また、事業所に対しても実態調査や安全対策の指導を推進していく。

7 林野災害予防対策

(一般入林者対策)

- 登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。
 - ・ タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、広報車、看板・標識、ホームページ等を活用し、関係機関の協力を得て広く周知する。
 - ・ 入林の承認申請や届出等について指導する。
 - ・ 林野火災警報及び林野火災注意報の発表、火災警報の発令があった場合又は気象状況が急変した場合には、必要に応じて入林の制限を実施する。
 - ・ 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

(火入対策)

- 林野火災危険期間中の火入れは極力避けるようにする。
 - ・ 危険期間 4月1日から6月30日まで
 - ・ 林野火災予防強調期間 4月10日から5月20日まで
 - ・ 無煙期間 4月10日から5月10日まで
- 火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。
 - ・ 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）及び市条例の規定に基づく市長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。
 - ・ 林野火災警報及び林野火災注意報の発表、火災警報の発令があった場合又は気象状況が急変した場合には、一切の火入れを中止させる。
 - ・ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
 - ・ 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。
- 許可した火入れの情報等を消防本部に共有する。

(消火体制の整備)

- 指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行う。
- 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。
- ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努める。
- ヘリコプター離着陸場の適地をあらかじめ選定する。

(防火林帯の整備)

- 消火活動の円滑な実施のための防火林道や防火性のある樹種の植栽等による防火林帯の整備等の実施を検討する。

(情報通信機器の整備)

- 関係機関と連携し、平時から災害時の情報通信手段の確保に努め、その整備・運用・管理に当たっては、山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進する。

(注意・警戒)

- 出火の注意・警戒として、次の対策を推進し、林野火災対策を強化する。
 - ・ 林内事業及びその労働者の警戒
 - ・ 巡視人並びに見張り人の設置
 - ・ 山火事防止点検

(予防思想の普及)

- 市民及び関係者に対し、広報等を利用して林野火災の予防思想の普及に努める。
 - ・ ポスター、チラシ等の配布及び広報の発行
 - ・ 広報車、宣伝車の運行
 - ・ 各学校生徒の協力

(林野火災警報の発表)

- 市長は、通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、苫小牧市条例に基づく林野火災注意報のほか、消防法第22条第3項の規定に基づく火災に関する警報のうち、林野火災の予防を目的とした林野火災警報を発することができる。火災に関する警報を発した場合は、消防機関、関係機関、市民等へ周知を図る。

8 大規模停電災害予防対策

(連携体制の強化)

- 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平時から関係機関相互の連携体制の強化を図り、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備する。
- 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- 大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

(非常用電源の確保)

- 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておく等、停電時に対応できる電源を確保する。

(市民への周知)

- 市民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行う。

第7 積雪・寒冷対策

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。 ● 積雪・寒冷対策として避難所や応急仮設住宅の環境整備を推進する。
担当	危機管理室、維持課、建築指導課、住まい支援課
連携先	道路管理者

実施内容	
1 避難措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に基づき、所要の対策を講ずるとともに、次の事項につき留意する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 積雪・寒冷期に適切な避難指示等の発令ができるようにしておくこと。 ・ 積雪・寒冷を想定した避難所の整備や避難所運営の実施、防寒着等の資機材の備蓄 <p style="text-align: right;">▶資料編：＜9＞北海道の指針関係 4 北海道雪害対策実施要綱</p>
2 道路交通の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。 ● 道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。 <p>(除雪体制の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 道路管理者は、一般国道、道道、市町村道及び高速自動車国道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。 ● 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。 <p>(積雪寒冷地に適した道路整備の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 道路管理者は、冬季交通の確保を図るための道路の整備を推進する。 ● 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。 <p>(雪上交通手段の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 関係市町村及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送等に必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。
3 航空輸送の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害による道路交通の一時的な麻痺により、豪雪山間地では孤立する地域が発生することが予想される。 ● 孤立地域に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

4 雪に強いまちづくりの推進

(家屋倒壊の防止)

- 住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。
- 自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

(積雪期における指定避難所、避難路の確保)

- 積雪期における指定避難所、避難路の確保に努める。

(計画的・予防的な通行止め)

- 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努める。

5 寒冷対策の推進

(被災者及び避難者対策)

- 被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機等の整備、備蓄に努める。

(避難所対策)

- 避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努める。
- 電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、施設に外部受電盤等を設置する等、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。
- 被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。
- 冬季における屋外トイレは、寒さ等により利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬季でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結等により、必要な台数の確保に努める。
- 災害時避難所を開設する際には、避難所床面の寒冷に伴う低体温症の発症を予防するため、開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。

(住宅対策)

- 積雪寒冷に対応した応急仮設住宅を提供できるよう、検討を進める。

第2節 組織・人づくり

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営について定め、災害対策の実施体制の確立を図る。 ● 継続的な人材育成や情報共有の仕組みの構築等を通して実効性のある体制整備に留意する。
担当	秘書課、危機管理室、総合福祉課、消防本部、消防団、教育委員会、教育部
連携先	道、近隣市町、自衛隊、警察署、防災関係機関、自主防災組織、各事業所、医師会、日本赤十字社、市社会福祉協議会

第1 防災会議・防災関係機関の体制整備

実施内容	
1 苫小牧市防災会議	<p>(設置の根拠等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策基本法第16条 ● 苫小牧市防災会議条例（昭和37年条例第25号） <p>(所掌事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 苫小牧市の地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること ● 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること ● そのほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務 ● 市長の諮問に応じて市の水防計画その他水防に関する重要事項を審議すること <p>(防災会議の開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市は、関係法令、条例、規定、要綱に基づき、防災会議を毎年開催し、災害対策について検討する。
2 苫小牧市災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ● 市は、災害時に的確な行動がとれるように、苫小牧市災害対策本部の動員・連絡方法について検討する。 ● 災害時には、応急活動に対応する「苫小牧市職員災害対応マニュアル」に基づき行動できるよう、平時から教育・訓練等を実施する。

3 防災関係機関
<ul style="list-style-type: none">● 次の機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、予防、応急、復旧計画の的確かつ円滑な実施のため必要な組織を整備する。● 整備に当たっては、市地域防災計画の定めるところと整合を図り、連携を強化する。<ul style="list-style-type: none">・ 指定行政機関・ 指定地方行政機関・ 指定公共機関・ 指定地方公共機関・ その他防災関係機関
4 関係機関・民間団体等との連携体制の整備
<ul style="list-style-type: none">● 平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、関係機関と「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努める。● 訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。● 災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努め、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用を促進する。● 円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておく等協力体制を構築する。
5 火山災害時の広域連携の強化
<ul style="list-style-type: none">● 道及び樽前山火山の影響のある近隣市町（苫小牧市、千歳市、恵庭市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町）は、必要に応じて会議を開催し、火山観測等に対して相互に連携をとって、総合的な防災対策を実施するように努める。● 自衛隊とも定期的に連絡を保つようにする。

第2 市民・事業所の組織整備

実施内容	
1	地域住民による自主防災組織の編成
●	自主防災組織が未設立の町内会においては、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、地域住民の助け合いの精神による自発的な防災活動の推進を図るため、自主防災組織の結成を促進する。
●	自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるため、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成する。
●	他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。
●	要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努める。
●	被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、女性の参画に配慮するとともに、女性防災リーダーの育成に努める。
●	地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団や防災士、要配慮者に日頃から関わる福祉関係者等の多様な主体と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。
2	事業所等の防災組織の編成
●	多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。
●	その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置等育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

<自主防災組織の活動内容>

● 平時の活動	● 災害時の活動
・ 防災知識の普及	・ 地域内の災害情報の収集・伝達
・ 防災訓練の実施	・ 避難誘導（特に要配慮者）
・ 避難所・避難場所の確認	・ 負傷者の救出救護
・ 地域の安全点検	・ 出火防止及び初期消火活動
・ 要配慮者の把握	・ 避難所等運営の支援
・ 防災用資機材等の整備・点検	・ 給食・救援物資の配布及びその協力
・ その他防災に関し必要な活動	

<事業所における活動内容>

・ 防災訓練
・ 従業員の防災教育及び広報
・ 情報の収集・伝達体制の確立
・ 火災その他の災害予防対策
・ 避難体制の確立及び従業員・施設利用者の避難方法の周知
・ 救出及び応急救護対策
・ 災害応急対策に必要な資機材の確保
・ 防災組織の整備、地域の防災活動への協力
・ 災害時における飲料水、食料、生活必需品の確保

第3 災害ボランティアの体制整備

実施内容	
1	災害ボランティアの育成、確保
<ul style="list-style-type: none"> ● 市及び関係機関は、ボランティアが円滑に活動できるよう、日本赤十字社、市社会福祉協議会、ボランティア団体、その他 NPO 等との協力のもと、平時から連携体制を整備する。 ● 災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する市社会福祉協議会や NPO 等関係機関との間で、連絡体制や役割分担、設置予定場所、費用負担等を相互に協議し、明確化する。 ● 避難生活支援リーダー、サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。 ● 国が整備するデータベースを活用する等して、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努める。 ● 地域住民や NPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。 	
2	災害ボランティアの環境整備
<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、市社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。 ● NPO・ボランティア等と連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。 ● 広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び市民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進、その他のボランティアによる防災活動への市民の参加の促進を図る。 	

＜関係機関の役割＞

<ul style="list-style-type: none"> ● 市社会福祉協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 救援活動を行うボランティアの登録、把握 ・ 災害救援ボランティアの活動拠点の確保 ・ ボランティア研修への協力 ● 警察署 <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア関係組織・団体との被災地における治安の維持等における連携の検討 ● 日本赤十字社 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療救護活動 ・ 救援物資の搬入・搬出、配分及び炊き出し等被災者への自立支援 ・ 上記活動における防災ボランティアの養成、登録
--

<災害ボランティアの活動内容>

- 一般ボランティア（専門的な知識や経験を必要としない被災者支援活動を行う、個人や団体、企業からの支援）
 - ・ 災害情報、安否情報、生活情報の収集・伝達
 - ・ 車中や指定避難所以外の場所にいる被災者の状況把握とその情報収集、伝達
 - ・ 災害応急対策の事務補助
 - ・ 炊き出し、その他の災害救助活動
 - ・ 要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等）の支援
 - ・ 災害応急対策物資・資材の仕分け、輸送及び配布
 - ・ 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
 - ・ 清掃及び防疫の補助
 - ・ 避難所運営の手伝い、防犯パトロール
 - ・ 復興に係るコミュニティづくり等の側面支援

- 専門ボランティア（専門的な資格及び知識や経験を持つ、個人や団体・企業からの支援）
 - ・ 医師 …救急医療、健康管理
 - ・ 看護師 …応急処置、看護、健康管理
 - ・ 保健師・栄養士 …安全衛生管理のアドバイス
 - ・ 介護職 …高齢者、障がい者の介護、福祉避難所における支援
 - ・ 障がい者支援 …手話・点字による案内、コミュニケーション支援、福祉避難所における支援
 - ・ 育児・学習支援 …育児相談・一時保育、学習支援
 - ・ 外国人支援 …通訳、翻訳、コミュニケーション支援
 - ・ アマチュア無線技士 …非常時通信、情報伝達
 - ・ 応急危険度判定士 …市と連携し、被災住宅の応急危険度判定等を実施
 - ・ 技術系 NPO 等 …重機やチェーンソー等を持ち込んだ支援

第4 応援・受援体制の整備

実施内容	
1	応援・受援体制の整備
	<ul style="list-style-type: none"> ● 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリスト等、平時から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行う。 ● あらかじめ連絡先の共有を徹底する等、必要な応援準備及び受援体制を整えておく。 <p>(応援体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努める。 ● 防災総合訓練等において応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。 ● 派遣職員が現地で自活できるよう必要な資機材や装備品等を携帯させることに努める。 <p>(受援体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努める。 ● 受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。 ● 訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行う等、必要な準備を整えるよう努める。 ● 災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し協定を締結する等、連携を図るよう努める。
2	協定締結の促進
	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体や各種事業所、団体からの人員の派遣、物資（食料、医薬品、資機材等）の提供、車両の提供、場所の提供等について、相互応援協定の締結に努める。 ● 近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮する。 ● 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付ける等、必要な準備を整える。

第5 防災訓練の実施

実施内容
1 防災訓練の実施
● 災害対策を円滑に実施するため、市及び防災関係機関は、市民の協力を得て各種の防災訓練を実施する。 ● 訓練は災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の改善を検討する。

<訓練内容と実施項目の一例>

<ul style="list-style-type: none">● 総合防災訓練 本市で想定されている災害を対象災害とし、市、消防機関、学校、警察、自衛隊、医師会、その他の防災関係機関、要配慮者施設等の各施設管理者、ボランティア及び地域住民、自主防災組織、町内会等が一体となって、総合的な防災訓練を実施する。 <実施項目の一例><ul style="list-style-type: none">・災害対策本部設置・指揮統制訓練・情報通信訓練・火災防護訓練・救出救助訓練・広報訓練・避難誘導（要配慮者等）訓練・応急給水・炊き出し・緊急輸送訓練・警備・交通規制訓練・救援物資・災害備蓄品の配布・使用・公共施設復旧訓練・ガス漏えい事故処理訓練・災害偵察訓練・図上訓練・応援・受援訓練● 地域防災訓練 自主防災組織・町内会等を単位とする訓練、複数の組織が連携した訓練を、それぞれ警察、消防機関等の協力のもとに実施する。 <実施項目の一例><ul style="list-style-type: none">・出火防止・初期消火・避難誘導・応急救護・情報伝達・給食給水・図上訓練・避難所運営訓練・防災に関するゲーム（避難所運営ゲーム（HUG）北海道2025（Doはぐ））

● 市職員の訓練

職員の参集及び配備体制時における各防災機関との連携を図るため、職員参集訓練を実施する。

＜実施項目の一例＞

- ・ 指令伝達
- ・ 防災行政無線（同報系・移動系）・情報伝達
- ・ 非常参集
- ・ 本部運営
- ・ 図上訓練
- ・ 実動訓練（避難所運営訓練等）
- ・ 防災関連システムの操作習熟訓練

● 施設における訓練

小学校、中学校、幼稚園、保育所、社会福祉施設等は、避難や救助等の定期的な訓練を実施する。

● 事業所における訓練

事業所は、避難や救助等の定期的な訓練を実施する。

● 消防訓練

消防本部及び消防団は、大規模災害に備え、消防計画に基づく消防訓練を実施する。事業所及び市民は、「防災の日」、「防災週間」、「防災とボランティアの日」、「救急医療週間」及び春・秋の「火災予防運動期間」を中心に消防訓練を実施する。

第6 防災知識の普及

実施内容	
1 職員への防災知識の普及	<ul style="list-style-type: none">● 災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行う。● 防災（防災・減災への取り組み実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。
2 児童・生徒への防災知識の普及	<ul style="list-style-type: none">● 教育委員会は、児童・生徒の避難、保護者に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進し、防災に対する実践的な訓練を行う。● 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容で実施する。● 学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保等、防災に関する教育の充実に努める。● 学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。● 児童生徒等に対する防災教育の充実に図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。● 外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。
3 市民への防災知識の普及	<ul style="list-style-type: none">● 市民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。● 自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。● 自主防災組織及び町内会を通じ、地震・津波発生時の的確な判断・行動ができるよう、広報紙や防災ハザードマップの配布、ビデオの上映、防災出前講座等の機会を利用して知識の普及を図る。その際、あらゆる主体に「分かる・伝わる」よう配慮する。● 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における市民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。● 公民館等の社会教育施設を活用する等、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。● 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取り組みが適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。● 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報について、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取り組みを推進する。
4 災害教訓の伝承	<ul style="list-style-type: none">● 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存する。● 広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。● 自然災害伝承碑の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

<職員に対する教育内容>

- 防災対策
 - ・ 災害対策活動の概要
 - ・ 防災関係職員としての心構え
 - ・ 役割の分担
 - ・ 災害情報の収集、伝達の要領、報告書式の活用
- 災害知識
 - ・ 風水害、地震、津波、火山災害等の自然災害に関する基礎知識
 - ・ 各災害に対する地域の危険予測（ハザード）

<児童・生徒に対する教育内容>

- ・ 地震・津波の基礎的な知識
- ・ 地震・津波が発生したときの対応
- ・ 応急救護等の技能（対象：中学校、高等学校の生徒）

<市民に対する普及内容>

- ・ 災害の基礎的な知識
- ・ 災害に対する心得
- ・ 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持ち出し品や緊急医療の準備
- ・ 住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防等
- ・ 災害情報及び避難情報の種類、正確な入手方法
- ・ 出火の防止及び初期消火の心得
- ・ 自動車運転時の心得
- ・ 救助、救護、要配慮者への配慮に関する知識
- ・ 指定避難所・指定緊急避難場所、避難経路等避難対策に関する知識
- ・ 水道、電力、ガス、電話等の災害時の基礎知識
- ・ 各防災関係機関が行う災害対策
- ・ 過去に発生した災害の教訓、検証結果等

第7 計画等の整備

実施内容
1 業務継続計画の改訂
<ul style="list-style-type: none">● 災害時は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、全ての業務が早期に再開できるよう各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限に留めるとともに、優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講ずることが重要である。● 苫小牧市業務継続計画の見直しを通じて、継続的改善に努める。
2 受援計画の策定
<ul style="list-style-type: none">● 市が単独で対処することが困難な事態において、道、近隣市町村、協定締結団体、自衛隊、民間団体等への応援・協力の要請を行う必要がある。● 平時において、災害時の要請に関する手順、役割分担を明確化し、受援計画を策定する。
3 広域避難計画の策定
<ul style="list-style-type: none">● 指定避難所の被災や多数の避難者が発生することにより、市内の避難所が不足する場合、周辺自治体への避難が必要となる。● 平時において、道や周辺自治体と連携し、要請の手順、役割分担等を明確化し、広域避難計画を策定する。
4 復興まちづくり計画の策定
<ul style="list-style-type: none">● 被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努める。

第3節 庁舎・通信設備等の整備

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の行政機能維持と早期復旧を目的に、庁舎機能の強化や通信設備の確保を行う。 ● 災害時に通信手段を確保するため、多重化・多様化することに留意する。
担当	総務部総務課、危機管理室、消防本部総務課
連携先	防災関係機関

第1 庁舎等の機能確保

実施内容	
1	<p>庁舎等の機能確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。 ● 災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置等主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図る。 ● 物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料等の適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図る。

第2 通信手段の確保

実施内容	
1	<p>通信手段の多様化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時において、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化、非常用電源の確保に努める。 ● 現在運用している通信手段のほか、有効的に活用できる通信手段の導入を検討する。 ● 特に津波の場合は、サイレン、広報車、船舶の無線機等、多様な手段を整備する。 ● 防災行政無線及び一般加入電話の使用が困難になった場合、電波法第52条に基づく他機関の非常通信の活用を図るため、平時から利用可能な無線局を把握する。
2	<p>通信設備の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 情報通信手段の施設については、平時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施する。 ● 非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行う等して、運用管理体制の整備を図る。 ● 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。 ● 通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努める。

3 通信手段の提供場所の選定
<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努める。 ● 様々な災害に対応できるように、複数箇所の選定に努める。
4 データのバックアップ
<ul style="list-style-type: none"> ● 市において保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずる。 ● 企業等における安全確保に向けての自発的な取り組みを促進する。

<情報発信のための通信手段>

名称	機能
同報系防災行政無線	市民に対し、避難情報等の災害情報を伝達するための無線システム。 (市内127基の屋外スピーカー設置及び戸別受信機を配布)
苫小牧市防災情報サイト	市独自のピンポイント気象予報、雨量計、河川監視カメラ等のデータのほか、気象庁が発表する気象警報、土砂災害警戒情報、アメダス、衛星画像等、気象観測データ等を集約して公開。また、市からのお知らせとして、避難情報や被害情報等を掲載した総合防災情報サイト。
苫小牧市防災メール	市民に対し、避難情報や気象情報等の災害情報を伝達するための登録型メール配信システム。
テレフォンサービス	市民に対し、市が発令した避難情報等を確認するための電話サービス。
苫小牧市公式フェイスブックページ	SNS が持つ情報拡散性等の特性を活用し、避難情報等の災害情報を公式フェイスブックページで配信。
北海道防災情報システム	住民に対し、ホームページ及び携帯電話のメールを活用し、気象警報、地震、火山情報等を提供するシステム。

<情報収集・管理のための通信手段>

名称	機能
移動系防災行政無線	市本庁舎と各外部施設、避難所及び緊急車両等を結ぶ無線システム。
全国瞬時警報システム (J-アラート)	気象庁から送信される気象関係情報や内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して受信するシステム。
緊急情報ネットワーク (Em-Net)	内閣官房が整備を進める行政専用回線の総合行政ネットワーク (LGWAN) を利用し、総理大臣官邸と地方公共団体で緊急情報の双方向通信を可能とするシステム。
総合防災情報共有 WAN (北海道開発局)	大規模災害発生に備えて、道路、河川等の状況を、国・北海道・道内自治体で共有するシステム。
高所カメラ (消防本部)	市本庁舎屋上に設置した高感度カメラ。24時間監視で火災・災害情報を把握するシステム。
新総合防災情報システム (SOBO-WEB)	防災関係機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステムに集約し共有することが可能となることを目指した共通基盤である防災デジタルプラットフォームの中核を担う新総合防災情報システム。

第3 情報収集・伝達体制の確立

実施内容	
1	情報収集・伝達体制の確立
	<ul style="list-style-type: none"> ● 市及び防災関係機関は、通信手段が途絶した場合でも、市域の被害状況を的確に把握するため、災害情報の収集・伝達体制を確立する。 ● 津波の場合は、沿岸部に多数の出が予想される施設の管理者、事業者及び自主防災組織の協力を得て、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達協力体制を確保する。 ● 市職員の無線従事者の資格取得・無線従事者の増員や、地区別のアマチュア無線従事者の把握に努める。 ● 災害情報等報告取扱要領に基づき、道へ災害情報を報告する体制を確保するよう努める。 ● 体制の確保に当たっては、防災部局以外の職員も含めて北海道防災情報システムに入力できる体制を構築し、同システムを活用した訓練を定期的実施する。 ▶資料編：＜4＞情報収集・連絡関係 5 災害情報等報告取扱要領 ● 要配慮者に配慮した分かりやすい情報伝達と、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。 ● 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。 ● 電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

第4 各種支援システムの整備

実施内容	
1	各種支援システムの導入
	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災に関する情報は広範囲・多岐にわたり、特に防災拠点や被災地等の情報が重要となる。 ● IoTの導入等、DX推進に取り組んでいく。
2	各種支援システムの利活用
	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種支援システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める。その際、防災部局以外の職員も含め、複数の職員がシステムへ入力できる体制を整備するよう留意する。

第4節 避難体制の整備

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の安全確保を目的に、指定緊急避難場所・指定避難所等の指定、避難体制の整備、避難所設備の充実を総合的に推進する。 ● 災害時の避難生活では、多様なニーズに対応する必要があるため、様々な視点から避難体制の整備状況を確認し、定期的に見直すことに留意する。
担当	危機管理室、健康福祉部、こども未来部、都市建設部、消防本部、教育委員会、教育部
連携先	道、警察署

第1 指定緊急避難場所・指定避難所等の指定

実施内容
<p>1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定</p> <p>(指定緊急避難場所の指定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害の危険が切迫した緊急時において市民の安全を確保するため、地域の地形・地質のほか、耐震構造で倒壊、損壊等のおそれがない等、安全性を勘案し、指定する。 ● 必要があると認めるときは、異常な現象ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。 ● その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさ等の地域特性や要配慮者の利用等についても考慮する。 <p>(指定避難所の指定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設をあらかじめ当該施設管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・規模…被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。 ・構造…速やかな被災者等の受入れ、生活関連物資の配布が可能な構造・設備を有すること。 ・立地…想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。 ・交通…車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。 ● 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。 <p>(関係者との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(指定緊急避難場所・指定避難所の変更)

- 指定緊急避難場所及び指定避難所の管理者は、施設の廃止、改築等により現状に重要な変更を加えようとするときは、市に届け出なければならない。
- 指定緊急避難場所及び指定避難所の廃止や、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消す。

(指定緊急避難場所・指定避難所の報告・公示・周知)

- 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定し、又は取り消したときは、道知事に報告するとともに、公示する。
- 指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、平時から市民等への周知徹底に努める。
- 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを市民等に周知する。

(指定緊急避難場所・指定避難所の調査)

- 避難所・避難場所の調査として、次に掲げる項目を調査し、災害時の安全を図る。
 - ・洪水、内水氾濫、液状化、土砂災害、津波の危険性
 - ・延焼遮断効果
 - ・建物の耐震性、入口の広さ・方向、面積
 - ・給水・給食施設
 - ・ブロック塀・重量塀等の危険性
 - ・その他の避難所周辺の危険性、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等がないこと。

(広域一時滞在への備え)

- 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定める等、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておく。

2 福祉避難所の指定
<ul style="list-style-type: none">● 本編第2章第10節第5「福祉避難所の運営体制の整備」のとおり、福祉避難所を確保する。● 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、指定避難所の基準に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。<ul style="list-style-type: none">・ 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。・ 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。・ 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。・ 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めていること。
3 津波避難ビル等の指定
<ul style="list-style-type: none">● 市有施設のほか、民間事業者等が所有する施設を、津波災害時に地域住民等が一時的に緊急避難・退避できる施設（避難所）として指定する。
4 一時避難場所の確保
<ul style="list-style-type: none">● 一時的に退避して身の安全を確保する場所として、公園等を一時避難場所として確保している。● 必要に応じて、対応災害の見直しや、確保を進める。
5 感染症対策
<ul style="list-style-type: none">● 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討する。

基準		異常な現象	崖崩れ・土石流・地滑り	大規模な火事	洪水	高潮	内水氾濫(※1)	噴火に伴い発生する火山現象(※2)	津波	地震
		管理の基準		<p>居住者等に解放され、居住者等受入用部分等(*)について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの</p> <p style="text-align: center;">* 下記 a 2 の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる</p>						
施設の構造の基準 又は 立地の基準 (A)・(B)いずれか該当	構造(A)	<p>想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある(a2)</p>					<p>異常な現象による水圧、波力、振動、衝撃等が作用する力によつて、施設の構造耐力上支障のある事態(損壊、転倒、滑動、沈下等)を生じない構造のもの(a1)</p>		<p>施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等(※3)に適合するもの(a3)</p>	
	立地(B)	<p>安全区域内(人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内)にある</p>							<p>当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない</p>	
※1		一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水								
※2		火砕流、溶岩流、噴石、泥流等								
※3		建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定								

<異常な現象ごとの指定緊急避難場所の指定基準>

第2 避難体制の整備

実施内容	
1	避難路の指定
●	災害から市民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定する。
●	避難路については、次のような条件が備わっていることが必要であり、条件を満たしていないものについては整備を行う。 <ul style="list-style-type: none">・広い幅員があり、歩道が整備されている・沿道に重量塀等の倒壊、看板等の落下の危険がない
2	標識等の設置
●	避難路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努める。
●	その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮する。
●	指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。
●	災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。
3	避難計画の作成
●	震災時、風水害時の避難に対応する避難計画を作成する。
●	必要に応じて、津波避難計画や樽前山火山避難計画の見直しを行う。
●	避難計画の策定に際しては、昼夜間人口の差異や孤立可能性、冬の寒さ、夏の暑さ等の地理的・気象的条件を考慮するよう努める。
●	指定緊急避難場所における避難者支援を適切に行えるよう、避難計画等において、避難者の状況把握方法や指定避難所への移動方法等についてあらかじめ定める等、必要な体制を整備しておくよう努める。
●	学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期する。 <ul style="list-style-type: none">・避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）・経路・移送の方法・時期及び誘導並びにその指示伝達の方法・保健、衛生及び給食等の実施方法・冷暖房及び発電機の燃料確保の方法
●	要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。
4	自主防災組織との連携
●	必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

<p>5 避難指示等の発令基準の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）、住民への伝達方法について、平時から市民等への周知に努め、これらは防災部局以外の職員も含め定期的に確認する。 ● 躊躇なく避難指示等を発令できるよう、災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担する等、庁内を挙げた体制の構築に努める。
<p>6 避難方法の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難指示等が発令された場合の避難行動は、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とすることに加え、次の内容を市民等に周知する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うこと ・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきこと ・警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと ● 居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。 ● 冬季の避難は、積雪や路面凍結等により時間を要することや暴風雪による視界不良、大雪・雪崩による避難経路の寸断、寒さによる低体温症のリスクについて注意する必要があることから、冬季における避難誘導體制の検討や避難の困難性に関して市民等への周知に努める。
<p>7 広域避難の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難者の運送に関する運送事業者等との協定を締結する等、災害時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施する。 ● 道は、広域避難や広域一時滞在（2次的な避難も含む）について、国が整理する考え方を踏まえながら、基本となる手順を定めることとしている。 ● 市は、道と連携し、基本となる手順等を踏まえながら、ホテル・旅館・福祉施設等、避難先との連携協定や避難者への周知方法、避難者と2次避難先とのマッチング、輸送方法等、広域避難等が円滑に実施できるよう、その環境整備を図る。
<p>8 要配慮者等への避難支援</p> <p>（自宅療養者への支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保健所と連携し、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平時から、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。 ● 保健所と連携し、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。 <p>（学校等との連携）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。 ● 小学校就学前のこどもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設との連絡・連携体制の構築に努める。

9 在宅・車中泊避難者への支援
<ul style="list-style-type: none">● 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。● やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。● その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。
10 観光客等への避難支援
<ul style="list-style-type: none">● 北海道運輸局、公共交通機関、観光協会及び観光施設等と連携し、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。● 指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。
11 被災者の把握
<ul style="list-style-type: none">● 指定避難所における入所者登録等の重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、デジタル技術を活用し、避難者台帳（名簿）を容易に作成できるシステムを整備する。● システムを整備する際には、個人情報の取扱いや、停電時に備えた非常用電源の確保には十分留意する。● 避難者台帳（名簿）をデジタル管理する場合においても、避難者の状況を把握するためのシステムのバックアップとして、必要に応じ印刷の上、各避難所に保管する。
12 自主避難者の受入れ体制の構築
<ul style="list-style-type: none">● 災害の態様により、自主避難者が発生することを想定し、必要に応じて自主避難所の開設や公共施設等での一時収容等を行うことができるよう、体制の構築に努める。

第3 避難所設備の整備

実施内容	
1	避難所の整備
	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。 ● 必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。 ● 避難所を開設する予定施設は、避難施設を良好に保つため、次のとおり施設・設備の整備に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境を良好に保つため資機材の整備 ・ 避難所における通信機器等施設の設備の整備 ・ 避難生活に必要な物資等の備蓄 ・ 要配慮者の利用を配慮した施設・設備 ・ 女性等多様な視点を生かした避難所設備の検討 ・ 寒冷地を考慮した整備 ・ 災害時避難者の通信手段確保として Wi-Fi 環境の整備（市内小中学校） ● 避難所への家庭動物との同行避難に関して、家庭動物の種に応じた同行避難が可能な避難所についてあらかじめ調整しておくとともに、平時から災害への備えについて家庭動物の飼い主に啓発する。
2	避難所の運営
	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定管理施設や民間の施設を指定避難所として指定した場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。 ● 避難所運営マニュアルを活用して災害時の活動を把握し、必要に応じて見直しを行う。
3	公共用地、公共施設等の有効活用
	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関と相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄等防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、公共施設等の有効活用に配慮する。

第5節 医療救護活動体制の整備

基本方針	<ul style="list-style-type: none">● 災害時の迅速な医療救護を目的に、初動医療体制の整備、医薬品・資機材の確保、後方医療体制の構築を推進する。● 救命率の向上に向け、関係機関と連携を強化する。
担当	健康づくり課、市立病院
連携先	道、医師会、薬剤師会、保健所、医療機関

第1 医療体制の整備

実施内容
1 初動医療体制の整備
<ul style="list-style-type: none">● 災害時の傷病者に対する医療救護が迅速に実施できるよう、道、医師会その他関係機関に協力を求め、連絡体制を中心に、保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備を促進する。● 平時から関係機関との会議や情報伝達の訓練の実施に努める。● 医療救護体制及び医療救護チームの編成計画を作成する。● 災害時医療体制について、事前に市民及び関係機関等に周知する。
2 後方医療体制の整備
<ul style="list-style-type: none">● 後方医療体制の整備、通信システムの拡充に努める。

第2 医薬品、資機材の確保

実施内容
1 医薬品、資機材の確保
<ul style="list-style-type: none">● 医療活動に必要な医薬品及び医療資機材等の確保について、保健所、医療機関、医師会に協力を要請する。● 薬剤師会、卸売業者と災害時協定の締結に努める。● 関係機関からの医薬品、医療資機材等の受入れを円滑に実施するため、受援体制の整備に努める。

第6節 救命救助体制の整備

基本方針	● 消防本部は、災害時に輻輳するおそれのある救命救助要請に対応するために、傷病者の程度に応じて優先順位を決定するようにマニュアルを作成する等、救命救助体制の整備を図る。
担当	危機管理室、健康福祉部、市立病院、消防本部、消防団
連携先	道、医療機関

実施内容	
1	救急医療情報通信体制の整備
●	医療機関等の相互の情報通信機能を活用し、空きベッド数等の医療情報を常時、把握できるように体制を整備する。
2	市民の救護能力の向上
●	市民の自主救護能力を向上させるための教育指導を推進する。
●	自主防災組織等の協力により地域ぐるみの救命救助体制の充実を図る。
3	消防団の救命救助活動能力の向上
●	消防団に対して、救命救助活動を効率的に実施するための教育指導を推進する。
●	津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、道等と連携した消防計画の策定等により、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努める。

第7節 緊急輸送の環境整備

基本方針	● 災害時には、緊急通行車両による緊急輸送や物資輸送が必要となるため、緊急輸送手段の確保、緊急通行車両の確保、道路・インフラの復旧体制の強化を推進する。
担当	危機管理室、都市建設部
連携先	苫小牧港管理組合

第1 緊急輸送手段の確保

実施内容	
1 陸上輸送の環境整備	<p>(緊急輸送路の指定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市の緊急輸送路として、道の指定する緊急輸送路線と、市役所や避難所等の施設とを結ぶ道路をあらかじめ指定する。 <p>(緊急通行車両の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 北海道公安委員会に事前届出の申請を行い、災害発生時に緊急通行車両として使用する車両について「標章」と「緊急通行車両確認証明書」の交付を受ける。 ● 輸送協定を締結した事業者等に対し、標章、証明書の交付のための確認手続を発災前に行うことができる旨を周知する。
2 航空輸送の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に自衛隊や道のヘリコプターが離着陸する場として、臨時ヘリポートを指定する。 ● 設置予定地として指定する施設は、施設管理者の協力を得て必要な整備に努める。
3 海上輸送の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時によって陸上輸送が不可能となった場合に備え、物資の輸送に適した港の埠頭をあらかじめ把握する。 ● 地震災害に備えた耐震強化岸壁等の整備を推進する。

第2 道路啓開計画の作成

実施内容	
1 道路啓開計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ● 発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、道路法等に基づき、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するとともに、定期的な見直しを行い、事前の備えを推進する。 ● 当該計画も踏まえて、道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進する。

第3 道路、インフラの復旧体制の強化

実施内容
1 道路、インフラの復旧体制の強化
● 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。

第8節 水道水の確保

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難生活において、飲料水・生活用水・医療用水は極めて重要なものである。 ● 水道システムの「急所」及び重要施設配水管の耐震化や協力体制の整備を進めるとともに、各家庭での飲料水の確保を促進する。
担当	上下水道部
連携先	関係事業者

実施内容	
1	水道システムの「急所」及び重要施設配水管の耐震化
	<p>(水道システムの「急所」の耐震化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高丘浄水場1～3号緩速ろ過地、1号配水池、原水量水井及び上屋の耐震化を進める。 ● 取水場から浄水場までの導水管の耐震化を進める。 ● 浄水場から配水池までの送水管の耐震化を進める。 <p>(重要施設配水管の耐震化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 防災拠点、病院、避難所等「重要施設」に接続する配水管の耐震化を進める。
2	各家庭での飲料水や生活水の確保
	<ul style="list-style-type: none"> ● 水道管の破損等によって断水した場合に備え、各家庭において次のように生活に必要な飲料水、生活水を備蓄しておくよう周知に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・世帯人数に合わせて、最低1人1日3Lの飲料水を準備し、ポリ容器等に備えておく。 ・風呂の残り湯をとっておくことや、洗濯機に水を溜めておき、断水時の生活用水として使用できるようにしておく。
3	協力体制の整備
	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業が所有する井戸等を消防水利として利用できるよう協力体制を確立する。

第9節 食料・必需品等の備蓄

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に必要な食料、生活必需品、応急活動用資機材等の確保のために、苫小牧市災害時備蓄計画に基づき備蓄体制を整備する。 ● 備蓄に当たっては、次の事項に留意する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で想定される被害と地域の実情を考慮の上、避難所の備蓄物資の量や品目等を検討し、開設当初から避難所を円滑に運営できるよう努める。 ・ 観光地や昼夜間人口が大きく異なる地域は、滞在人口の多い時間帯の災害発生を考慮して備蓄する。 ・ アレルギー対応食や流動食のほか、熱中症対策として塩分タブレットや冷却グッズを備蓄する等、避難者の健康に配慮する。 ・ 厳冬季の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に災害時孤立地区の備蓄の充実を図る。
担当	危機管理室
連携先	協定締結先事業者

実施内容	
1 整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、家庭内備蓄、事業所内備蓄、流通備蓄等の状況を考慮した上で、必要備蓄量の確保を目指すよう努める。 ● 地域内の備蓄物資や物資拠点について、新物資システム（B-PLo）にあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と合わせ、備蓄量等の把握に努める。 (備蓄品の例) <ul style="list-style-type: none"> ・ 食料関係…米類、カンパン、缶詰、乳幼児ミルク、塩分タブレット、炊き出し用具、キッチン資機材 等 ・ 飲料 水…ペットボトル水 ・ 生活必需品…毛布、防寒具、哺乳瓶、トイレトーパー、生理用品、おむつ（小児用・大人用）、冷却タオル ・ 衛生用品…マスク、消毒液 ・ 燃料…ガソリン、灯油、固形燃料、カセットガス ・ その他…携帯トイレ等、発電機、投光器、水袋、スポットクーラー、扇風機、ストーブ（電源不要なもの）、段ボールベッド等の簡易ベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋、ライター、マッチ、カセットコンロ、使い捨てカイロ、入浴設備、洗濯設備、救出用機材、その他資機材 ● すぐには指定避難所等へ移動することができない場合も想定し、避難者の熱中症対策及び防寒対策として、必要な備蓄品を可能な限り備えておくよう努める。
2 流通備蓄の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 大手スーパー等と災害時の応援協定を締結し、流通在庫の供給等、流通備蓄を確保する。 ● 地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。

3 備蓄倉庫の整備
<ul style="list-style-type: none">● 避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、整備に努める。● 備蓄倉庫等の確保に当たっては、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、災害時孤立地区における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定する。● 市内の防災用備蓄倉庫は、日の出公園内にある備蓄倉庫のほか、消防防災訓練センター、沼ノ端スポーツセンター、豊川コミュニティセンター、各小中学校等の公共施設等を利用している。
4 防災資機材の整備
<ul style="list-style-type: none">● 災害時に必要とされる資機材の整備充実を図る。● 非常用発電機の整備のほか、暑熱期・寒冷期において発生した場合の対策として、冷暖房器具・燃料等の整備に努める。
5 備蓄の周知・啓発
<ul style="list-style-type: none">● 防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、市民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー、ポータブルストープ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。● 物資の備蓄状況については、年に1回、広く市民に公表する。

第10節 要配慮者対策

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体障がい者、知的障がい者、病弱者、高齢者、乳幼児、妊産婦、日本語を話さない外国人、地理に不案内な市外からの来訪者等を「要配慮者」という。 ● 災害時の要配慮者支援を目的に、名簿・個別避難計画の作成、福祉避難所の確保、情報管理体制の整備を推進する。 ● 福祉避難所の運営等、要配慮者の支援を実施する上で必要な人員や物資を確保するために、効果的な対策を講ずる。 ● 平時から消防機関、民生委員、市民、自主防災組織等の関係機関と連携を強化することに留意する。
担当	秘書課、危機管理室、健康福祉部、こども家庭支援室、消防団
連携先	警察署、自主防災組織、施設管理者、市社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体、道、介護・障がい者サービス事業所、地域包括支援センター、医療機関、医師会、保健所

第1 要配慮者対策の体制整備

実施内容	
1	要配慮者の把握
	<ul style="list-style-type: none"> ● 要配慮者について、関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。 ● 消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平時から要配慮者と接している市社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備、制度の周知・啓発等に努める。
2	社会福祉施設等における対策
	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の管理者は、入所者の安全を確保するため、災害発生時の職員の任務分担、動員体制、保護者への緊急連絡、地域の自主防災組織との連携について検討する。 ● 市は、災害時に社会福祉施設において、施設利用者の特性に合わせて円滑に対応できるよう、施設管理者が次の対策を講ずることを促進し、実施状況を確認・把握する。 <ul style="list-style-type: none"> ・避難確保計画等の作成 ・防災設備等の整備 ・組織体制の整備 ・緊急連絡体制の整備 ・防災教育・防災訓練の充実

3 在宅要配慮者への対策
<ul style="list-style-type: none">● 在宅要配慮者の安全確保対策として、自主防災組織等の住民組織が中心となった地域ぐるみの支援体制づくりを促進する。● 要配慮者世帯に対し、防災時における緊急通報システムの活用について周知を図る。● 地域住民に対して、災害時における要配慮者の安否確認、支援等を促す。● 要配慮者の避難生活において必要となる物資等には個人差があるため、非常時持ち出し品の準備と持ち出し時の留意点等について、本人をはじめ、家族、支援機関等に対して周知を図る。
4 外国人及び市外からの来訪者への対策
<ul style="list-style-type: none">● 地理に不案内である外国人及び市外からの来訪者が、災害時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努める。<ul style="list-style-type: none">・ 支援物資の入手方法や広域避難の案内等、多言語による広報の充実・ 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化及びピクトグラム化・ 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施・ 北海道外国人相談センター等と連携した多言語による情報発信● 外国人支援に係る様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。● 本市に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在住外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人観光客等は行動特性や情報ニーズが異なる。それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。
5 関係機関との連携体制の構築
<ul style="list-style-type: none">● 避難所の要配慮者、在宅要配慮者、施設利用中の要配慮者に対して適切な支援を行うため、また、災害時の人員を確保するため、平時から道、市立病院、医師会、保健所、介護・障がい者サービス事業所、地域包括支援センター、その他関係機関と災害時の対応について協議し、連携を強化する。● 要配慮者利用施設の施設管理者に対しては、災害時に一時的に要配慮者の受入れを依頼し、その支援のために関係機関が立ち寄る可能性がある旨を、平時から共有する。

第2 避難行動要支援者名簿の作成

実施内容	
1	避難行動要支援者名簿の作成
●	自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者について、要介護状態区分、障がい支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。
2	避難行動要支援者名簿の更新
●	可能な限り実態に即し、公平、的確な名簿作成に資するため、関係部署が連携して定期的に更新する。
3	避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供
●	名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合又は平時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。
4	避難行動要支援者の円滑な避難のための配慮等
●	避難支援等関係者等が避難行動要支援者名簿を利用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その情報伝達に当たっては以下のような点について配慮を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者等に分かりやすい言葉や表現、説明等により、一人ひとりに的確に伝わるようにすること。 ・同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。 ・高齢者や障がい者に合った必要な情報を選んで流す等の配慮をすること。
5	避難支援等関係者の安全確保
●	避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域全体で話し合い、ルールを決め、周知する。
●	避難支援等関係者等は可能な限り支援を行うが、助けることができない場合もあることを、避難行動要支援者に十分に理解してもらうように努める。

<避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲>

- 生活の基盤が自宅にあり、以下の要件に該当する者
 - ・介護保険の要介護3以上の居宅生活者
 - ・身体障がい者（1・2）及び知的障がい者（療育手帳A）
 - ・その他希望者（一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等）

<名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法>

- 名簿作成に必要な個人情報
 - ・氏名
 - ・生年月日
 - ・性別
 - ・住所又は居所
 - ・電話番号その他の連絡先
 - ・避難支援等を必要とする事由
 - ・前項に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
- 個人情報入手方法
 - ・「避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲」に定める個人情報を扱う業務支援システム
 - ・住民基本台帳
 - ・自治会等で策定している災害時要援護者支援プランによる情報

第3 個別避難計画の作成

実施内容
1 個別避難計画の作成
<ul style="list-style-type: none">● 庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくり等の関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、福祉専門職、市社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成する。● 作成に当たっては、地域特有（例：冬季の凍結）の課題に留意する。● 個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する。● 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報を適切に管理する。
2 個別避難計画の事前提供
<ul style="list-style-type: none">● 避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供する。● ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。● 個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。
3 個別避難計画が未作成の避難行動要支援者への対応
<ul style="list-style-type: none">● 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡する等して備える。● 災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。
4 避難行動支援に係る地域防災力の向上
<ul style="list-style-type: none">● 要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努める。● 多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の実施等を推進する。● 地区防災計画が定められている場合は、個別避難計画で定められた避難支援等を含め、地域全体での避難が円滑に行われるよう、地区全体の中での避難支援の役割分担や支援内容を整理し、両計画の整合性を図るため、訓練等で両計画の連動について実効性を確認する。

第4 情報の管理

実施内容	
1 情報の管理	
	<ul style="list-style-type: none">● 避難行動要支援者名簿や個別避難計画等は、庁舎等の被災、停電、システム障害等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管する。● 被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努める。● 個人情報の提供を受けようとする自主防災組織や町内会等との間で提供する個人情報の取扱い等に関する協定を締結し、情報漏えいを防止する。● 個人情報の提供を受けた自主防災組織や町内等が、提供を受けた個人情報の安全管理を行うために必要かつ適切な措置を指導する。

第5 福祉避難所の運営体制の整備

実施内容	
1 福祉避難所の確保	
	<ul style="list-style-type: none">● 老人福祉施設、障がい者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられる等、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を確保する。● 特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努める。● 関係機関と連携し、福祉避難所の運営に必要な人員の確保及び配置方法の検討に努める。 ▶資料編：＜5＞避難関係 1 避難施設 (4)福祉避難所
2 福祉避難所の周知	
	<ul style="list-style-type: none">● 福祉避難所の定義や指定状況、運用方針、ルール等について、市民に周知する。

第11節 住対策

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 応急危険度判定や応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理等を円滑に実施するため、平時から体制の整備に努める。 ● 応急仮設住宅の建設候補地を検討する際は、被災者の生活利便性や安全性、インフラ整備の容易さ等を総合的に勘案することに留意する。
担当	危機管理室、市営住宅課
連携先	関係事業者

実施内容	
1	応急危険度判定の体制整備
	● 応急危険度判定士の資格取得を促進し、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。
2	住宅の供給対策
	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の応急仮設住宅の建設に備え、建設候補地を想定する。 ● 仮設住宅の代わりとなる公営住宅や民間住宅の確保を想定する。
3	応急修理対策
	● 災害時の被災住宅の応急修理に備え、関係団体・事業者等の協力体制を整備する。
4	り災証明発行体制の整備
	● 災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進める等、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。